

■第4回みどり部会での確認事項

項目	第4回みどり部会議事内容	議事内容に対する意見・課題事項	意見・課題事項に対する対応策															
① イベント申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・a：大規模イベント、b：イベント、c：a、b以外の区分による簡素化 ・bとcの区分は条例に示す「許可」が必要かどうか、占用行為の有無で判断できる。 <p>■必要となる手続きとイベントの区分</p> <table border="1"> <tr> <td>必要手続き</td> <td>① 事前相談書類の提出 ・事前相談書 ・チェックシート ・予定工程表 ・企画内容が分かるもの</td> <td>② 本申請書類の提出 ・都市公園使用許可申請書 ・都市公園使用料減免申請書</td> </tr> <tr> <td>イベント区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>a. 大規模イベント</td> <td>あり</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>b. イベント</td> <td>なし</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>c. a、b以外のイベント</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </table>	必要手続き	① 事前相談書類の提出 ・事前相談書 ・チェックシート ・予定工程表 ・企画内容が分かるもの	② 本申請書類の提出 ・都市公園使用許可申請書 ・都市公園使用料減免申請書	イベント区分			a. 大規模イベント	あり	あり	b. イベント	なし	あり	c. a、b以外のイベント	なし	なし	<p>○a、bのイベントを区分する指標確定の基準はどうするか。 →占用面積、参加者数等での取り決めは難しいか。</p> <p>○占用面積の扱いをどうするか。 →施設などの配置により、一般利用ができない独占範囲なのか、イベントを行うにあたって利用する広場全体なのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・占用面積で判断する場合：全面を利用している、他の利用者の邪魔にならないイベントもあるため、判断しにくい。(例：ノルディックウォーク) ・参加者数等で判断する場合：当日の人数増減等もありうるため、把握することが難しい。上記のことから、利用の実態と他の利用者への影響を配慮して、資料3、P.6「(2)イベント活動実施の流れ」図のイベント区分を目安に、事前相談の段階で判断するものとする。 <p>占用面積についても、上記同様、利用の実態と他の利用者への影響を配慮して、事前相談の段階で判断を行う。 →運用基準として、エリア(面的)利用とスポット(点)利用に区別して利用の範囲を判断していく。(注)</p>
必要手続き	① 事前相談書類の提出 ・事前相談書 ・チェックシート ・予定工程表 ・企画内容が分かるもの	② 本申請書類の提出 ・都市公園使用許可申請書 ・都市公園使用料減免申請書																
イベント区分																		
a. 大規模イベント	あり	あり																
b. イベント	なし	あり																
c. a、b以外のイベント	なし	なし																
② 使用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・公共性を判断指標とする。 ・「主催者の属性」、「イベントの目的」により減免の割合を変える。 ・減免は①全額、②半額、③減免なしの3タイプとする。 	<p>○公共性の考え方 →官だけが公共性でない時代、活動の公共性をよい仕組みでとらえられないか。公共性を判断するのは市だけか。</p> <p>○公共的団体(参考資料1)の範囲をどこまでとするか。</p> <p>○法的な位置づけがない団体でも公共性を有したイベントで参加費を取る場合、原案では「減免なし」となるがどうか。</p> <p>○使用料金が発生する範囲 →占用面積が対象となるが、一般利用者が入れるスペースなどは占用面積として料金が発生するのか。</p> <p>○徴収額を公園で利用できる基金の設立の方向性</p>	<p>公共性の判断は、「誰でも参加できる」を基準とする。</p> <p>法で位置づけられている団体に加え、「その他市長が認める場合」を追加する。 →具体的には、後援を受けることが可能な活動かどうかを、所管課に確認することで対応する。</p> <p>減免対象のフローチャートの修正を行う。(参考資料2) →法的な位置づけがない団体については、上記と同様に、市の後援が可能な活動かどうかで判断を行う。 →①・②に該当する団体のフロー図を修正し、「誰でも参加可能か」を確認した後に、「出店・参加費の有無」を確認することにした。これにより、公共性と営利目的があるかどうかを基準に判断していく。</p> <p>占用物(テント等)の面積及び一般利用者が自由に立ち入ることができない範囲内を基準とし、料金を算定する。(参考資料3) また、出店等を伴うイベントについては、出店を行う部分(テント等の設置面積)と、その他の部分(イベントで独占的に使用する面積)を分けて算定を行う。一般利用者が自由に活動できるスペースは無料とする。</p> <p>今後基金として運用できるように検討していく。</p>															
③ 騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに記載する追加事項 ・イベント当日の問い合わせ対応者の明確化を行ってください。 ・事前に以下の内容を記載したお知らせ文書を各戸に配布してください。 ・「音が発生する時間帯」・「イベントスケジュール」 ・「問い合わせ電話番号」 ・近隣対応やボリューム管理について責任をもって適宜対応してください。 	<p>○イベント実施に対する騒音基準の有無 →県の環境基準の確認</p>	<p>所管課に確認を行ったところ、環境基準については、一般地域の日常的な騒音の基準はあるが、一時的なイベントの音に関する基準はないので、近隣住民への対応を十分に行う様に回答をいただいた。</p>															
④ その他		<p>○運用の中で、安全管理上での追記事項があれば確認する(占用区域での安全確保の義務)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者が十分安全管理する様に指導を行う。公園内の全面封鎖はできないことになっているが、公園利用者の安全確保のため、主催者の責任の範囲で搬出入に伴う車両動線の封鎖は認めていく。 ・車両乗り入れ等の時間と、車両動線を明確にし、主催者の管理を徹底する。 ・公園利用者全体のことを考え、お互いが気持ちよく使えるように、安全に配慮したイベント実施を呼びかけていく。 															

(注) エリア利用は、他の利用者が利用不可な状況で、一定面積を占有使用すること(グランドゴルフなど)。スポット利用は、他の利用者の利用を妨げない状況で継続的に使用すること(ノルディックウォーキングなど)。